

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十六号

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「十一の2、十二の3及び十五」を「十の2、十一の3、十四及び十六の2」に改め、同条第四項中「別表第四の十三の2」を「別表第四の十二の2」に改める。

別表第一の一の表中古城園庭園の項を削り、同表古城園茶室の項中「火曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）並びに七月一日から同月三十一日まで及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで」を「二月二十四日から同月末日まで」に改め、同表に次のように加える。

奈良公園バス ターミナルレ クチャーホー ル	午前九時から午後九 時三十分まで	
旧山口氏南都 別邸茶室	午前九時から午後九 時三十分まで	二月二十四日から同月末日まで

別表第四に次のように加える。

五 奈良公園バスターミナルレクチャーホール

種 別	使 用 料
卓上型マイク	一台につき 六六〇円

ワイヤレスマイク（ハンド型）	一個につき	一、九六〇円
ワイヤレスマイク（タイピン型）	一個につき	一、九六〇円
有線マイク	一個につき	九七〇円
マイクスタンド（フロア型）	一台につき	三一〇円
マイクスタンド（卓上型）	一台につき	一七〇円
通訳者ユニット	一台につき	一一、二二〇円
液晶プロジェクター	一台につき	二、七七〇円
スクリーン	一台につき	一、五一〇円
インターカムヘッドセット	一個につき	七三〇円
演台	一卓につき	六八〇円
花台	一卓につき	二二〇円
司会者台	一卓につき	三二〇円

長机	一卓につき	一一〇円
丸テーブル	一卓につき	六五〇円
スタッキング エア（黒）	一脚につき	一〇〇円
椅子（白）	一脚につき	一一〇円
展示パネル	一台につき	一七〇円

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の表に次のように加える改正規定（同表旧山口氏南都別邸茶室の項に係る部分に限る。）は、同年五月二十四日から施行する。